

給人との關係に及んだものと思はれる。藩末では、正月十三日に十村・山廻等の農吏が登城して、藩の賞賜と饗應を受けたが、古くは十一日であつたから、農民のキシウも亦その日に行ふ慣習が起つたのであらう。海岸地方ではキシウを起舟の義にとり、轉じてフナオコシといひ、海上生活者の安息日として祝宴を張つた。

キシヨウホン 騎士用本 四冊。關重秀著。此の書は騎士の戎装・兵械・馬具・器製その他を記したもので、文化二年九月の自序がある。

キシキセイスイ 岸井靜齋 名は孝次。又松栢生・白舞居士・頌白逸士と號した。藩の歩士で、書を森西園に學び、後岸駒・大雅の風を慕つた。明治二十六年歿、享年六十八。

ギンシロク 義人録 ↓アカホギンシロク 赤穂義人録。

キスイ 淇水 ↓エツチユウヤキスイ 越中屋洪水。

キスツケツイホウ 疵付追放 ↓ミミキリ耳切。

キズミ 木住 鳳至郡山田郷に屬する部落。明治中に至り、三田・山口・番頭谷と合併して山田と改稱した。能登各跡志に、『木住村に入郎右衛門とて、利家公より御扶持頂戴の山廻役あり。新田氏にて、義貞の子孫なり。花炭を焼くこと家傳也。御上へ上る也。』又寶曆の書上に、『花炭・細炭共炭焼木住村八郎右衛門焼之、御用之節指上之。』と記する。

キズミ 木住 鳳至郡武連の内の小字。

キヌエナリ 紀末成 紀朝臣末成は大納言古佐美の子。幼にして穎悟、延暦年中廷試を

經て官を得た。弘仁十二年十一月越前守に任じ、十四年三月加賀の越前から洩かれた後之を兼ね、同年十二月尙加賀守であつたことが見える。

キセガハ 喜世川 能美郡串茶屋の遊女。明和七年六月喜世川は、その情人小松町の魚商吉郎右衛門の子吉三郎と共に死を期して今江崎に赴き、吉三郎は喜世川を斬つて水中に投じたが、時將に黎明に近くして自殺の機を失ひ、小松に歸つて乳母の家に潜匿した。加賀藩の吏之を察めたが得ず、乃ちその父を捕縛したので、吉三郎は意を決してお萬ヶ淵に投じて死んだ。

キセモノカタビラ 藩せ物帷子 鳳至郡輪島の漆器業者が、漆器販賣の爲巡廻する場所先より布帷子の古着を購ひ來り、之を出入人に貸與して着古さしめ、後更に敲きて地質を柔かにし、塗物の材料たる『きせもの』とするをいうた。

ギセン 義宣 ↓レイシユウギセン 輪州義宣。

キノエキロノキ 木曾驛路記 一冊。小瀬復庵の筆になる信州木曾路の旅行記である。

キノカイドウ 木曾街道 石川郡松任から成・北安田・宮保・笠間・北島・東米光・平加を経て、本吉に出で、能美郡安宅・江沼郡潮津を過ぎ、越前細呂木に入る古道で、木曾義仲南上の際この路をとつたと傳へ、今も木曾街道と呼んでゐる。

キノザカ 木曾坂 ↓ウラモンザカ 裏門坂。

キノチノキ 木曾路之記 一冊。竹田昌忠著。金澤から木曾路を経て江戸に往つた紀行

で、寛延四年閏六月廿一日藩侯に供奉して出發したものである。

キノシナカノガンシヨ 木曾義仲の願書 木曾義仲が俱利伽羅戰勝の後、平軍を追うて南上した際、能美郡小松の多太神社に上つたといふ願書は、享永二年五月廿一日の日附をもつもので、同社に藏せられてゐる。之に關しては、越登賀三州志に『景周按、這願書は平家物語に、多太入幡へ義仲蝶屋莊を寄進すといふ文あるに依つて、後世入幡詞令の狡才あるもの贋作せる者と見えたり。景周曾て此入幡社に詣で、親しく本書を見るに、墨澤筆痕疑ふべき處多し。』といつてゐるのは、頗る當然の論である。栗原信充もその柳庵隨筆に、『今考るに、此添狀は偽作せし物なり。源平盛衰記に載する埴生の新入幡願書は、是の添狀の日附より僅十日前にて、大夫坊覺明が草せし所なり。其文に、曾祖父前陸奥守義家朝臣、寄附身於宗廣氏族、自號入幡太郎云々、と記す。今此の添狀に、我祖と云ひて曾祖父と云はず。陸奥守義家と記して、前字と朝臣を去りて録せず。我祖とは、高祖父より以往を稱する字なり。義仲朝臣決して義家朝臣を我祖と稱せられず。又前字と朝臣とは、自由に取捨すべきに非ず。東鑑の列傳を見ても知るべし。又今年義仲襲殺於越中俱利伽羅、同夏五月又行軍於加賀國』と云ふは誤なるべし。俱利伽羅合戦は五月十一日なり。加賀殺向は六月一日なり。寶曆享壽六十餘歳、卒限共命、時壽永二年五月廿一日といふも誤なり。寶曆七十三歳、天永二年辛卯の誕生と、源平盛衰記・齊藤系圖に記せるに従ふべし。討死の日は六月一日にして、五月廿一日に非

ず。此等の數條に依て、添狀の偽を審定すべし。去れども無解に近き世の物に非ざるなり。』と論じてゐる。

キタ 北 石川郡戸板郷に屬する部落。

キタ 北 河北郡笠野郷に屬する部落。明治中改めて山北とした。

キタ 北 河北郡金津庄に屬する部落。明治中改めて山北とした。

キタ 北 鳳至郡房田の内の小字。

キタアサキ 北淺井 能美郡苗代郷に屬する部落。

キタイチ 北一 字は學明。文久三年二月能登七尾に生まれ、八歳疔を疾んで明を失し、絃琴の蘊奥に通じて遂に檢校に任ぜられ、享和三年五月廿二日六十六歳を以て歿。

キタイチ 北市 能美郡山上郷に屬する部落。その小字竹藏は明治中分かつて獨立部落とした。

キタイチヤテイガ 北市屋訂畫 小松の俳人。一號椽庵。天明六年二月廿六日鳥跡と共に、嵯峨・芳野・須磨・橋立に遊び、紀行集かさのなを著した。

キタウラ 北浦 應永十九年八月十一日附天野彦次郎宛所の知行狀に、『能登國直海保内北浦一分地頭職事云々』とあつて、北浦は羽咋郡であるが、今その地名がない。

キタウラ 北浦 鳳至郡飯川谷の内の小字。

キタオンキヨタク 北御居宅 寛政八年十一月江戸本郷邸内に前田治脩の世嗣齊廣の居る別殿を北御居宅と稱した。もと齊敬の住ん